

全国一斉検察起案心得

司法研修所検察教官室

1 内容等

全国の分野別検察実務修習中の司法修習生を対象として、司法研修所が作成した検察修習記録を用いて、一斉に終局処分起案を行う。

2 日時及び場所

- (1) 実施日 令和7年4月16日(水)
着席時刻 午前9時30分
起案時間 午前9時40分から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで
(午後0時から午後1時までを昼食時間とし、昼食時間中の起案作成を認める。)
起案繰り込み時間 上記起案時間の後、5分間
- (2) 場所 配属先の各地方検察庁(以下「実務庁」という。)内の指定された会場

3 起案の心得

(1) 持参する物

- ア 答案作成には、黒のペン、ボールペン又はサインペンを使用する。
- イ 草稿用として、アのほか、黒以外の色のペン類、鉛筆、色鉛筆、消しゴム、定規及び付箋の使用を認める。
- ウ 六法全書(判例付きでないもの)
- エ 令和7年版検察講義案
- オ 全国一斉検察起案心得

(2) 昼食等

- ア 昼食は、午後0時から午後1時までの間に適宜とること。昼食は各司法修習生において持参するか、又は、実務庁の庁舎内に限り、食堂や売店を利用することを認める。
- イ 飲み物、あめ等の持ち込み及び起案時間中のこれらの飲食は認める。
- ウ 昼食時間中の起案は認める。
- エ 起案時間中に、随時、実務庁の庁舎内の喫煙所、トイレに行くことは認める。

(3) 禁止事項

- ア 起案時間中(昼食時間中を含む。)の司法修習生同士の談話は、起案会場の内外を問わず禁止する。
- イ 起案時間中(昼食時間中を含む。)の携帯電話の使用は、起案会場の内外を問わず禁止する。
- ウ パソコン、計算機、電子辞書、修正液、下敷き、クリップ等の私物の使用は禁止する。
- エ 起案時間中は、3(1)ウ、エ、オ記載の六法全書、検察講義案、全国一斉検察起案心得以外の資料を会場内に持ち込み、又は会場外において閲覧することを禁止する。

4 起案作成の要領

(1) 着席時刻から起案開始まで

ア 着席時刻までに、指定された席に着席する。

イ 着席時刻になったら、係員から起案に当たっての注意事項についての係員の説明を聞く。

ウ 席上に、検察修習記録、起案要領（問題文）、起案表紙、起案用紙が配布されていることを確認する。足りないものがある場合は、係員に申し出て、配布を受ける。

3 (1)アないしオ記載の筆記具、資料等及び認められた飲食物以外のものは起案会場に持ち込まない（会場が司法修習生室の場合は、ロッカー又はカバンの中などにしまう。）。携帯電話は、ロッカー又はカバンの中などにしまう。

エ 起案開始の合図があるまで、検察修習記録の中身を見ない。

(2) 起案開始から終了まで

ア 起案開始の合図があったら、起案要領に従い、起案すること。

なお、起案については、パソコンを用いず、手書きで作成すること。

イ 検察修習記録への書き込みを認める。

ウ 配布した検察修習記録、起案要領等を起案会場外に持ち出さない。

エ 昼食等の飲食については、3 (2)記載のとおりとする。なお、自席以外（食堂は除く。）での飲食は禁止する。

オ 作成した起案は、起案時間中に通しページ数を記入する。

カ 終了の合図があったら、直ちに起案作成をやめ、係員の指示に従い、起案綴り込み時間（5分）内に表紙を付けてつづりひもで綴る。

キ 起案終了後は、係員の指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出する。係員が全員の起案等を回収し終わるまで、自席で待機する。なお、その間、司法修習生同士で私語を交わさない。

ク 起案終了時刻前に、起案を終了した者は、係員に告げて、その指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出した上で、会場から退出することを認める（ただし、起案終了時刻15分前以降は、退出を認めない。）。

なお、退出後は指導担当官等の指示に従うこと。執務時間中の帰宅は認められない。

ケ 起案要領、草稿に用いた起案用紙及び検察修習記録を持ち帰ることは認める。

なお、検察修習記録は、後記のとおり、後日回収する。

コ 起案に当たっては、この全国一斉検察起案心得によるほか、各実務庁の指導担当官等の指示に従うこと。

5 その他

(1) 病気等により、全国一斉検察起案を欠席した者は、速やかに各実務庁の指導担当官に申し出て、検察修習記録の配布を受けること。

(2) 提出した起案については、司法研修所検察教官が添削した後、返却する。また、

分野別検察実務修習期間中に、司法研修所検察教官による起案の講評が予定されているので出席すること。

- (3) 配布された検察修習記録は、分野別検察実務修習期間中に回収するので、各実務庁の指示に従い提出すること。それまで各司法修習生の責任において検察修習記録を保管すること。

なお、検察修習記録のコピーを作成することは厳禁とする。

以 上

【機密性2】

第78期 全国一斉検察起案

全2枚

検察修習記録第487号起案要領

(令和7年4月16日即日起案)

司法研修所検察教官室



検察起案作成上の注意点

司法研修所検察教官室

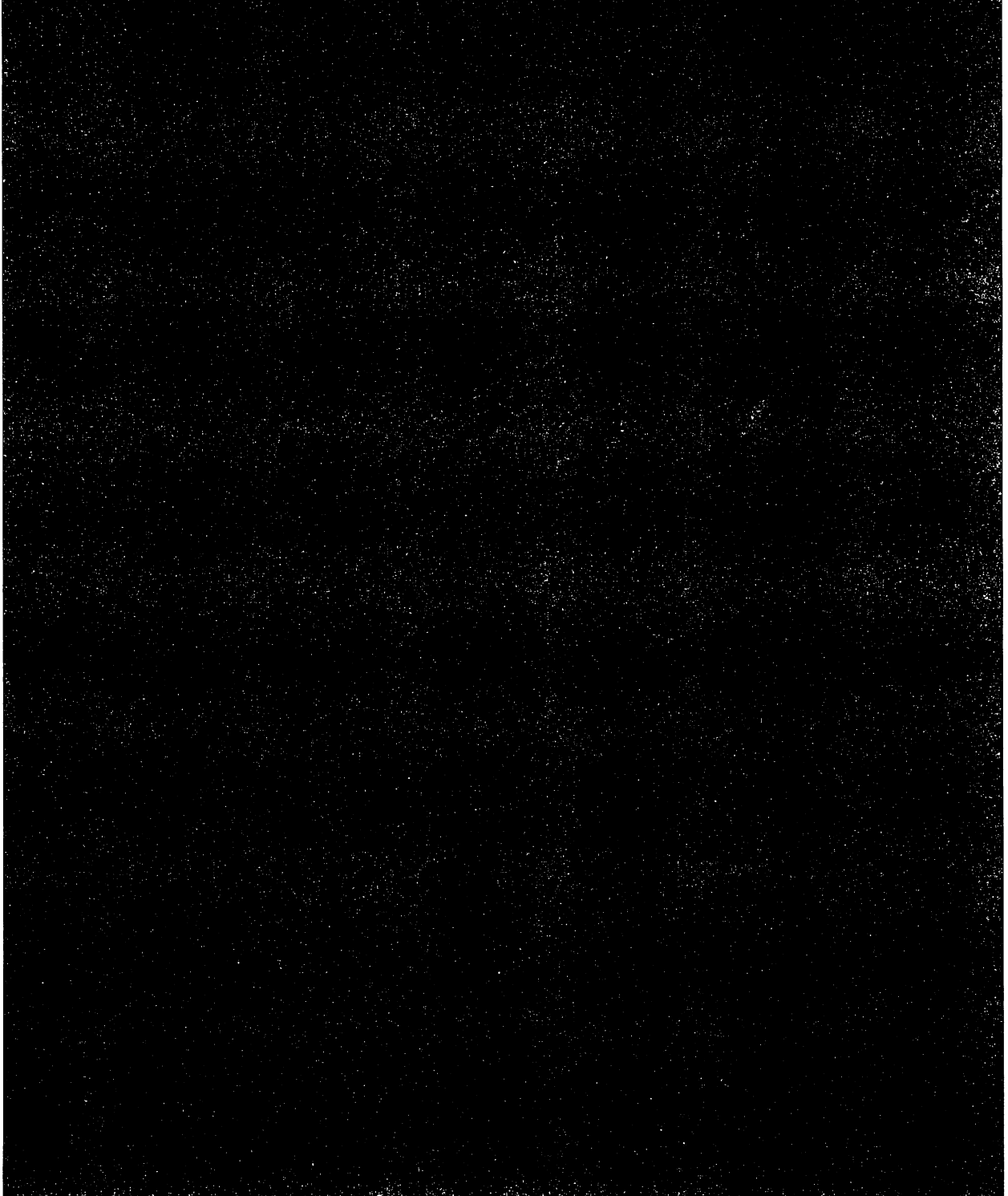
- 第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について
- 1 犯罪の日時について
できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。
 - 2 犯罪の場所について
道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。
 - 3 犯罪の客体について
被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。
生命・身体等に関する罪、詐欺罪（特殊詐欺など）、恐喝罪、強盗罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。
 - 4 犯罪の手段、方法について
凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。
 - 5 犯罪の行為、結果等について
実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。
 - 6 公訴事実の罪名が複数の場合について
検察講義案89頁を参照すること。
- 第2 罪名について
罪名は、原則として、検察講義案付録243頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。
- 第3 裁定主文について
不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実を引き続き記載する。

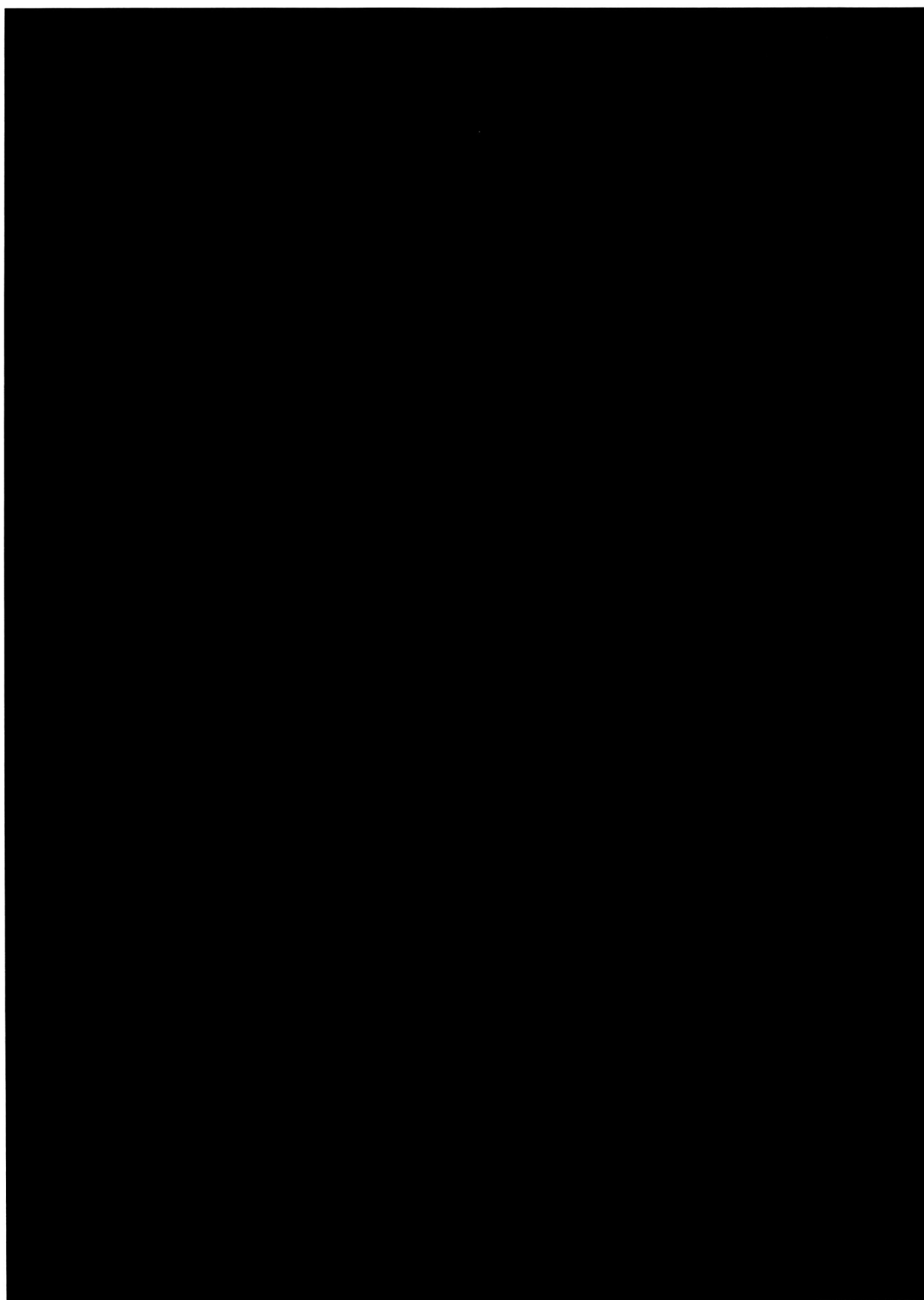
以上

検察修習記録第488号起案要領

(令和7年6月11日即日起案)

司法研修所検察教官室





検察起案作成上の注意点

司法研修所検察教官室

- 第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について
- 1 犯罪の日時について
できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。
 - 2 犯罪の場所について
道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。
 - 3 犯罪の客体について
被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。
生命・身体等に関する罪、詐欺罪（特殊詐欺など）、恐喝罪、強盗罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。
 - 4 犯罪の手段、方法について
凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。
 - 5 犯罪の行為、結果等について
実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。
 - 6 公訴事実の罪名が複数の場合について
検察講義案89頁を参照すること。
- 第2 罪名について
罪名は、原則として、検察講義案付録243頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。
- 第3 裁定主文について
不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実を引き続き記載する。

以上

【機密性2】

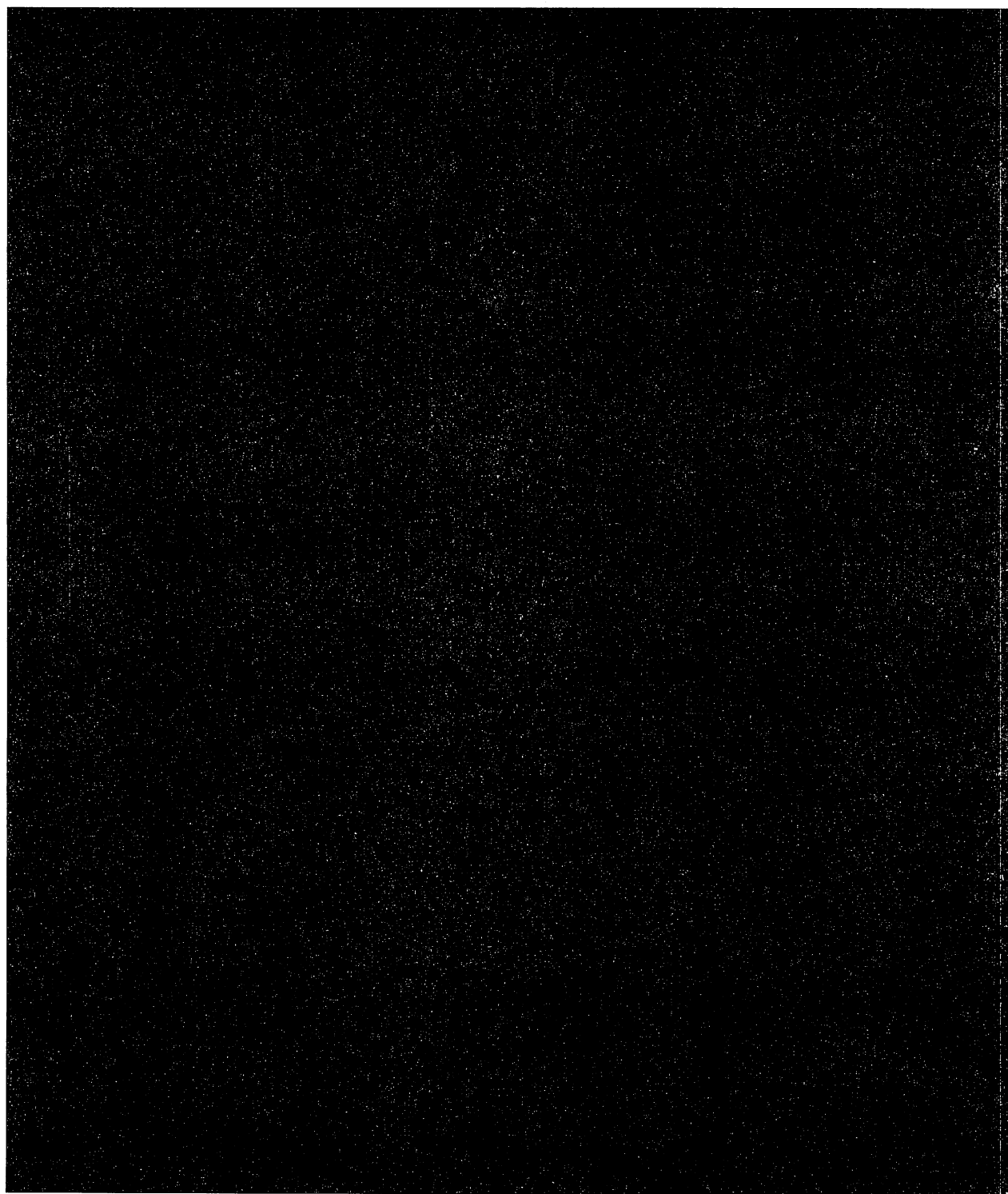
第78期 全国一斉検察起案

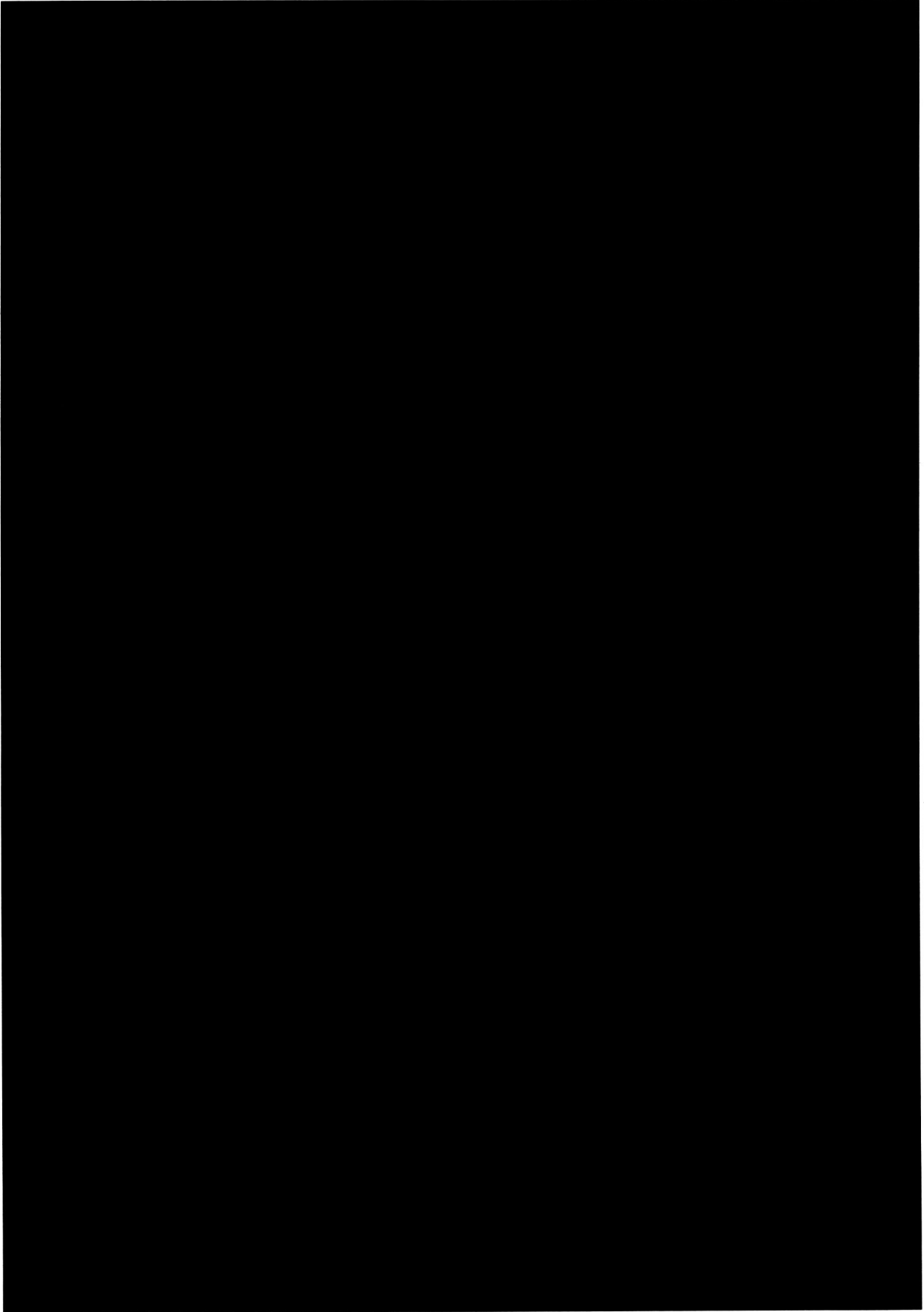
全3枚

検察修習記録第489号起案要領

(令和7年8月4日即日起案)

司法研修所検察教官室





検察起案作成上の注意点

司法研修所検察教官室

- 第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について
- 1 犯罪の日時について
できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。
 - 2 犯罪の場所について
道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。
 - 3 犯罪の客体について
被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。
生命・身体等に関する罪、詐欺罪（特殊詐欺など）、恐喝罪、強盗罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。
 - 4 犯罪の手段、方法について
凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。
 - 5 犯罪の行為、結果等について
実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。
 - 6 公訴事実の罪名が複数の場合について
検察講義案89頁を参照すること。
- 第2 罪名について
罪名は、原則として、検察講義案付録243頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。
- 第3 裁定主文について
不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実を引き続き記載する。

以上

【機密性2】

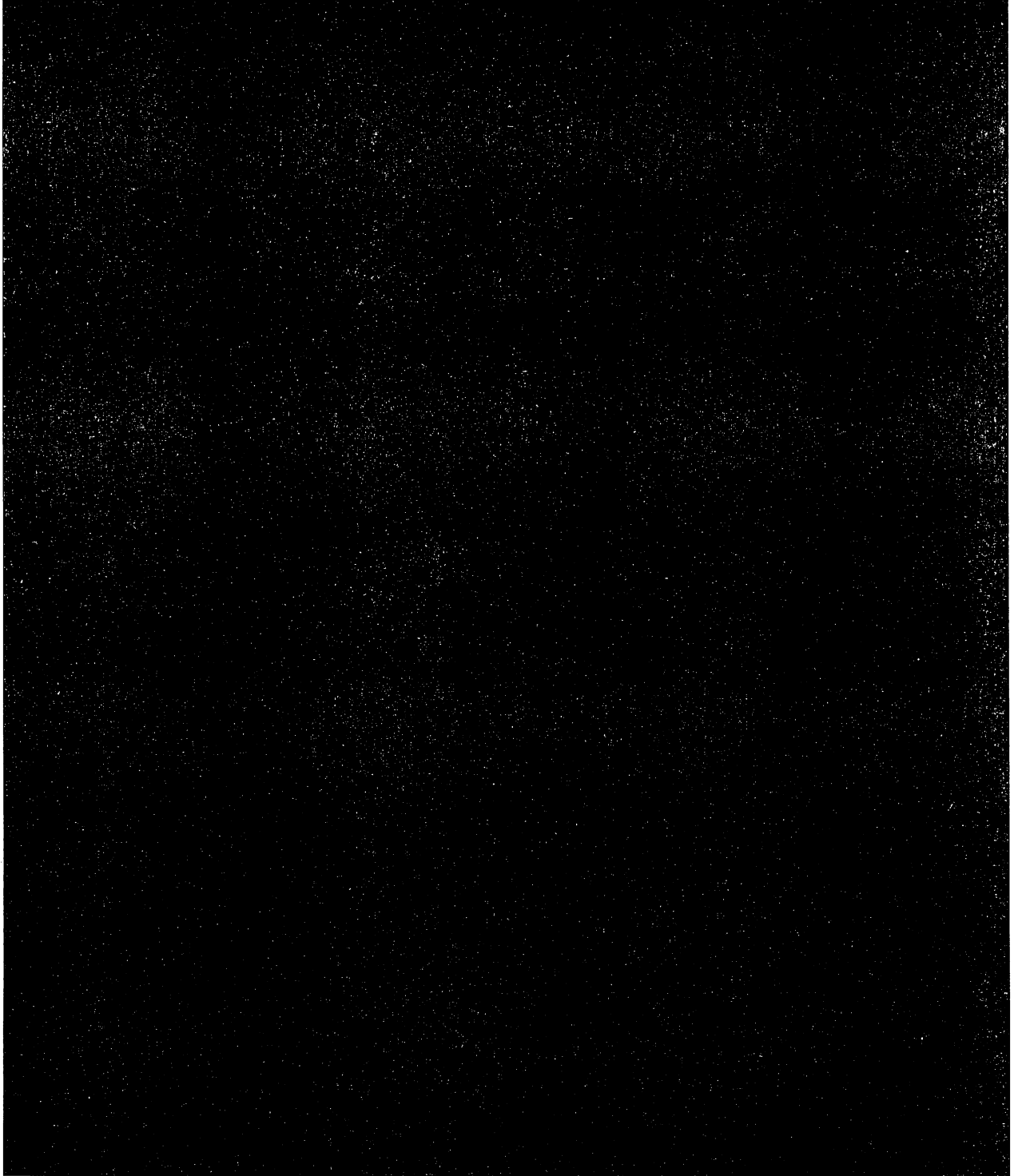
第78期 全国一斉検察起案

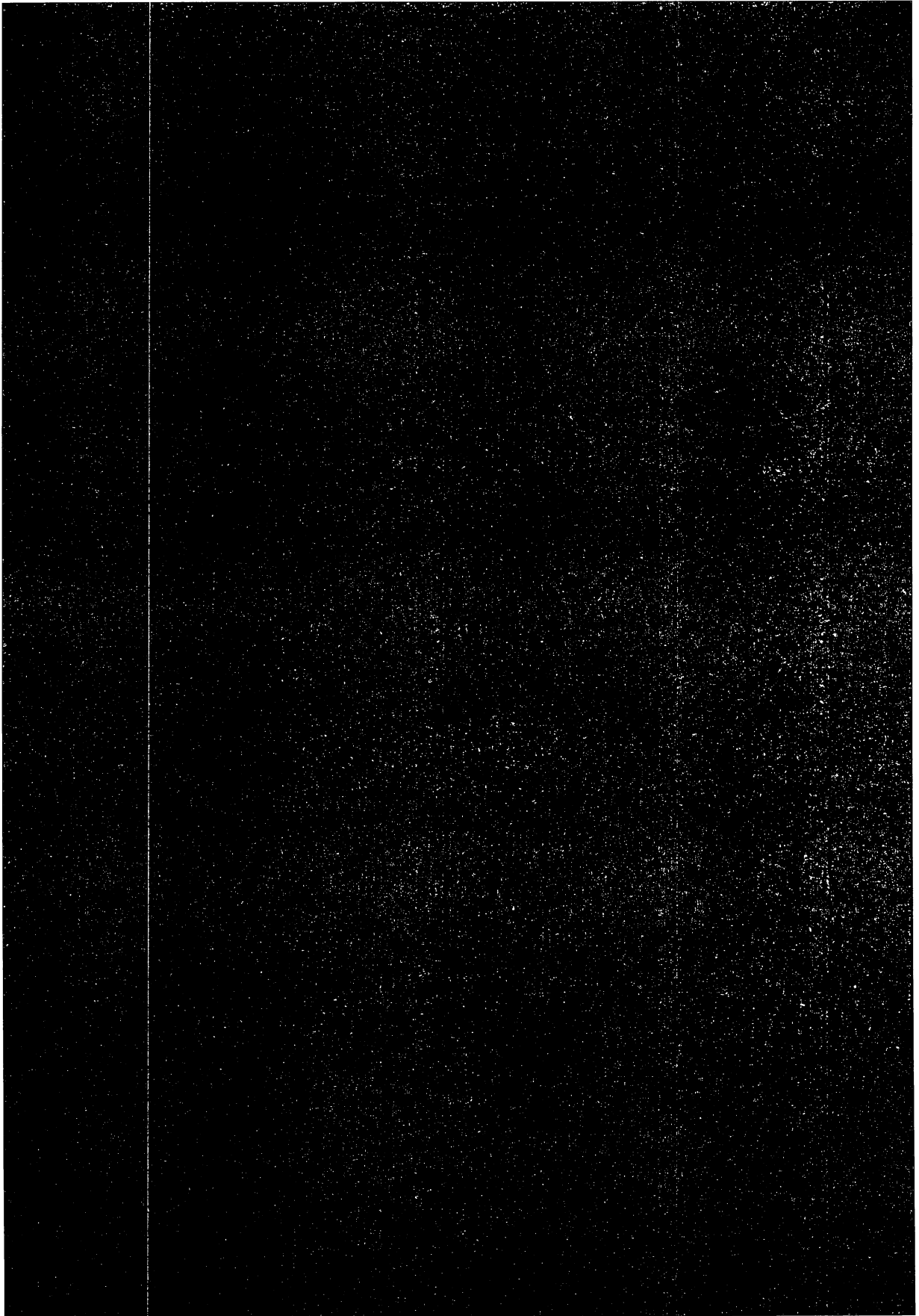
全3枚

検察修習記録第490号起案要領

(令和7年9月29日即日起案)

司法研修所検察教官室





検察起案作成上の注意点

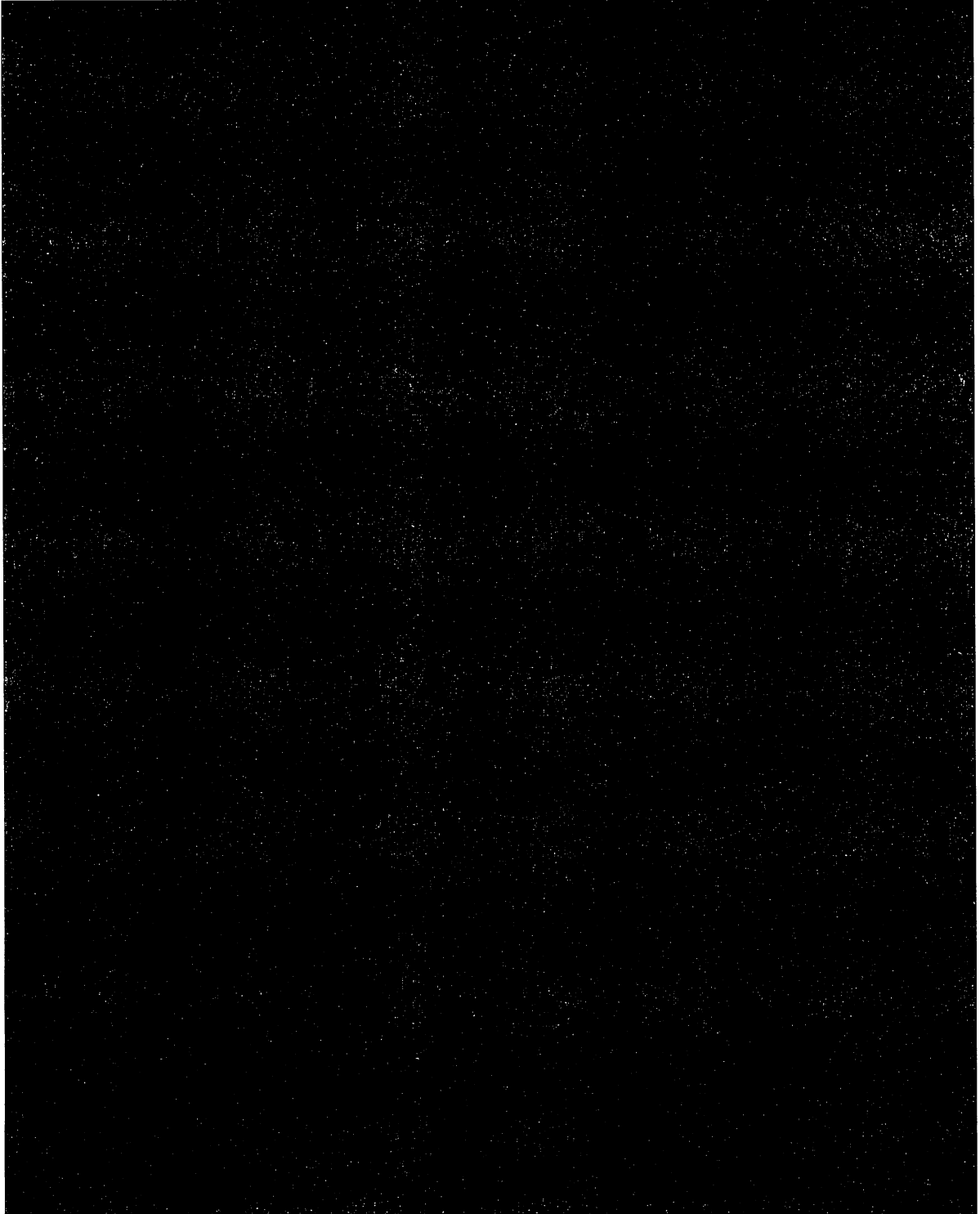
司法研修所検察教官室

- 第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について
- 1 犯罪の日時について
できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。
 - 2 犯罪の場所について
道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。
 - 3 犯罪の客体について
被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。
生命・身体等に関する罪、詐欺罪（特殊詐欺など）、恐喝罪、強盗罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。
 - 4 犯罪の手段、方法について
凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。
 - 5 犯罪の行為、結果等について
実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。
 - 6 公訴事実の罪名が複数の場合について
検察講義案89頁を参照すること。
- 第2 罪名について
罪名は、原則として、検察講義案付録243頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。
- 第3 裁定主文について
不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実を引き続き記載する。

以上

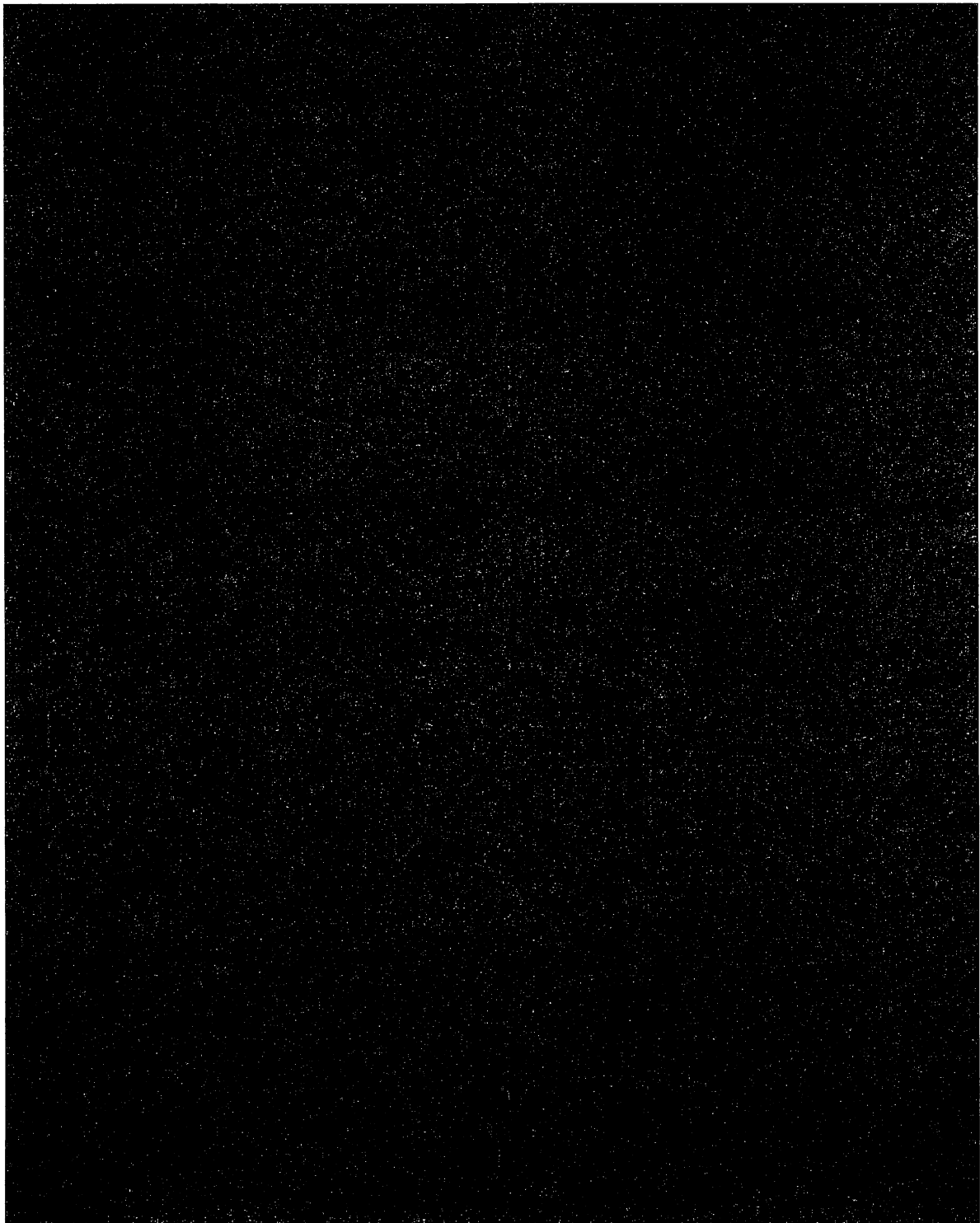
第78期第1クール検察一斉起案（検察修習記録487号）

公訴事実



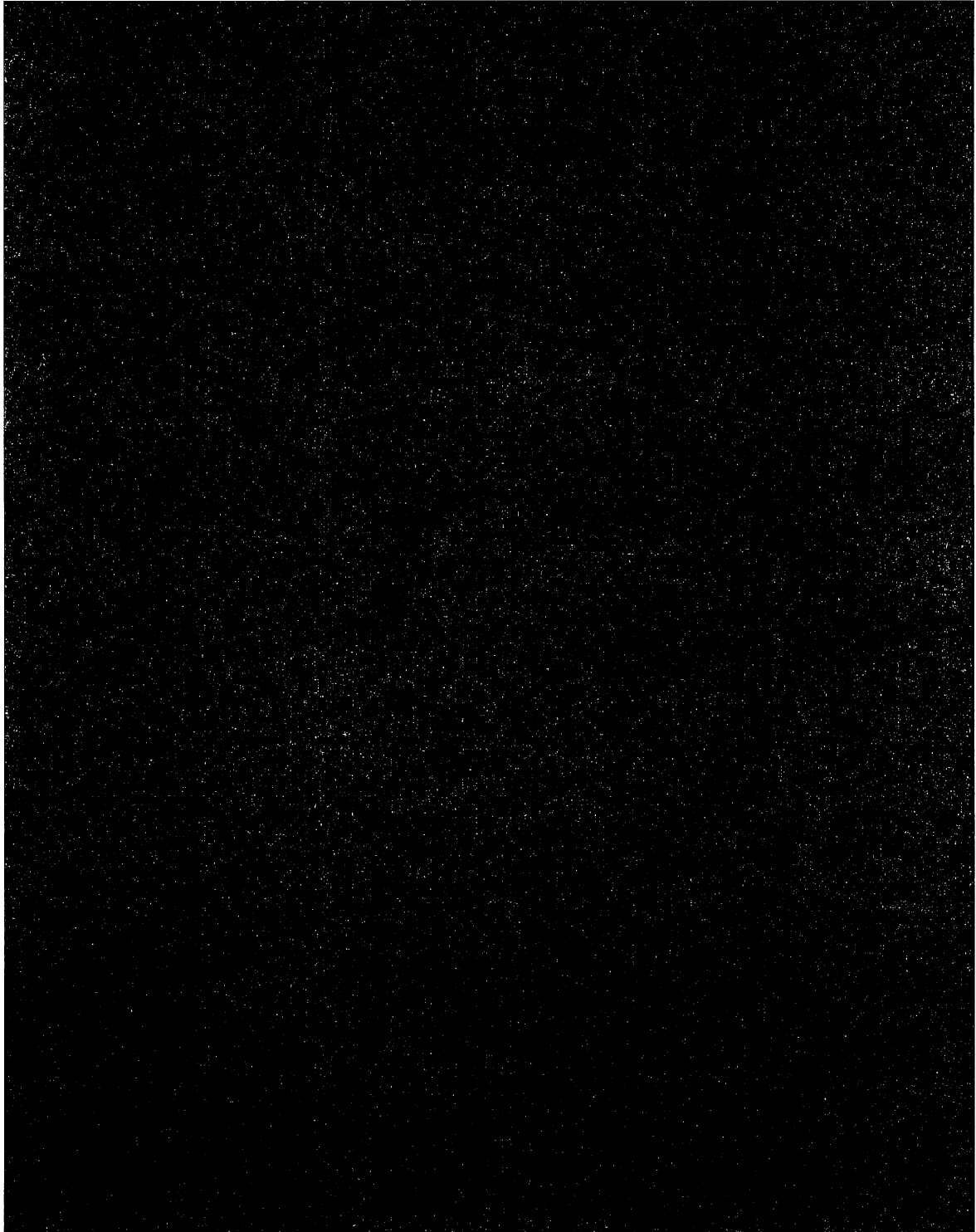
第78期第2クール検察一斉起案（検察修習記録488号）

公訴事実



第78期第3クール検察一斉起案（検察修習記録489号）

公訴事実



第78期第4クール検察一斉起案（検察修習記録490号）

公訴事実

